



第四十八条の三の表第四十三条の項中欄	第五十三條第一項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十三條第一項
第四十八条の三の表第四十三条の項下欄	第五十三條第二項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。
第四十九条の七の表第三十一條第二項、第三十二條、第三十四條及び第四十條第一項及び第四十條第一項の項	第四十三條第一項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第四項の規定により読み替えて適用される第四十三條
第四十九条の七の表第四十三條の項上欄	第四十三條第二項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第四項の規定により読み替えて適用される第四十三條
第四十九条の七の表第四十三條の項中欄	第四十三條第三項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第四項の規定により読み替えて適用される第四十三條
第四十九条の七の表第四十三條の項下欄	第四十三條第四項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第四項の規定により読み替えて適用される第四十三條
第四十九条の十一	第四十三條第五項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第四項の規定により読み替えて適用される第四十三條
8	鍵	法第三條及び第七條の規定による投票について、公職選挙法施行令第四十八條の三（同條の表第三十二條の項及び第四十四條の項に係る部分に限る。）及び第四十九條の七（同條の表第三十一條第二項、第三十二條、第三十四條及び第四十條第一項の項（同令第三十二條に係る部分に限る。）及び第四十四條の項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第四十八條の三の表第四十四條の項	第四十四條	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第二項の規定により読み替えて適用される第四十四條
第四十九條の七の表第三十一條第二項、第三十二條、第三十四條及び第四十條第一項の項	第四十四條	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第二項の規定により読み替えて適用される第三十二條
第四十九條の七の表第四十四條の項	第四十四條	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第二項の規定により読み替えて適用される第四十四條
（記号式投票による選挙における投票の記載方法の特例）	投票箱	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体

第三條 法第三條第二項又は第三項の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第四十九條の三の規定を適用する場合には、同条中「法第四十六條の二第一項」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三條第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される法第四十六條の二第一項」とする。

第四條 法第三條及び第七條の規定による投票については、公職選挙法施行令第七十二條の規定は適用しない。

2 法第九条第四項の規定により投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計する場合（法第十条第二項の規定により投票を複写した電磁的記録媒体を使用する場合を含む。）には、開票管理者は、投票所（共通投票所を含む。第七条第一項及び第二項において同じ。）、期日前投票所、電磁的記録式投票機又は電磁的記録媒体ごとの各公職の候補者の得票数を表示しない方法により計算しなければならない。

3 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第七十条第二項、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定を適用する場合には、同令第七十条第二項中「同条第八項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十二条の規定により読み替えて適用される法第八十六条の四第八項」と、同令第七十三条中「前条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十四条中「法第六十六条第三項の規定による投票の結果」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項の規定による」と、同令第七十五条第一項中「法第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十六条第一項中「入れ」とあるのは「入れ、当該封筒並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体」とする。

（選挙会の特例）

第五条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第八十三条の二及び第八十四条の規定を適用する場合には、同令第八十三条の二中「法第七十九条第一項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十一条の規定により読み替えて適用される法第七十九条第一項」と、同令第八十四条中「法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項（同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十一条の規定により読み替えて適用される法第八十条」とする。

（通称使用等の特例）

第六条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第八十九条第五項の規定を適用する場合には、同項中「法第四十六条の二第一項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項」と、「並びに法第七十五条第一項及び第二項の掲示」とあるのは「法第七十五条第一項及び第二項の掲示並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第五条の電磁的記録式投票機の表示」とする。

（公職の候補者等が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等）

第七条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、法第三条の規定による投票を行う選挙の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合で当該選挙の当日に使用する電磁的記録式投票機から当該死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を投票所を開く時刻までに消除することが困難であると認めるときは、当該電磁的記録式投票機をそのまま使用させることができる。

一 次号に掲げる選挙以外の選挙 法第十二条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第八十六条の四第五項の期間、同条第六項の期間（当該期間の経過した後同条第七項に規定する事由が生じた場合における当該期間を除く。）、又は同条第八項の期間が経過した後公職の候補者が、死亡し、同条第九項の規定により届出を却下され、又は同法第九十一条第二項若しくは第三百三条第四項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合

二 法第三条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙 公職選挙法施行令第四十九条の五第一項前段又は後段（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する場合

2 前項の規定により、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用する場合には、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、当該選挙の当日、投票所内の電磁的記録式投票機を用いた投票を行う場所その他選挙人の見やすい適当な箇所に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨の掲示をしなければならない。

3 前二項の規定は、公職選挙法第四十八条の二第一項の規定による投票に使用する電磁的記録式投票機の取扱い及び期日前投票所における掲示について準用する。この場合において、第一項中「場合で当該選挙の当日に使用する電磁的記録式投票機から当該死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を投票所を開く時刻までに消除することが困難であると認めるときは、当該」とあるのは「場合においては、現に使用している」と、前項中「当該選挙の当日、投票所」とあるのは「できるだけ速やかに、期日前投票所」と読み替えるものとする。

（電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない期間）

第七条の二 法第十三条の二に規定する政令で定める期間は、法第三条の規定による投票を行う選挙の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が法第十二条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第八十六条の四第五項に規定する事由が生じたことを知ったときから同項の期間の末日までの期間、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が同条第六項に規定する事由が生じたことを知ったときから同項の期間の末日までの期間又は同条第八項の期間は同条第八項の期間

二 法第三条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が同条第二項の規定により読み替えて適用される同法第八十六条の四第五項に規定する事由が生じたときから同項の期間の末日までの期間又は同条第八項の期間は同条第八項の期間

（同時選挙等の特例）

第八条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第六十六条及び第七十七条の規定を適用する場合には、これらの規定中「法第七十九条」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十一条の規定により読み替えて適用される法第七十九条」とする。

(雑則)

第九条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第三百三十八条、第四百十一条の二第一項及び第四百十六條第二項の規定を適用する場合には、同令第三百三十八条中「この政令」とあるのは「この政令及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令」と、同令第四百十一条の二第一項中「第七十一条、第三百三條第二項」とあるのは「第三百三條第二項」と、「第七十五條」とあるのは「第七十五條第一項から第七項まで」と、「第二百七十条の二」とあるのは「第二百七十条の二並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十一条」と、同令第四百十六條第二項中「法第六十六條第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九條第五項」とする。(事務の区分)

第十条 この政令の規定及びこの政令の規定により読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年二月一日)から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用する。

附則 (平成十五年七月二十四日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定(同令第三十四条の二第一項の規定を除く)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四條の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)の規定、附則第五條の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の規定、附則第六條の規定による改正後の農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)の規定、附則第七條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)の規定及び附則第八條の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日以前までにその期日を告示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則 (平成二十七年一月三〇日政令第三〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年九月四日政令第三一七号)

(施行期日)

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二十八年五月二七日政令第二二七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び次条第四項の規定は、平成二十八年六月一日から施行する。

(適用区分等)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定(新令第一条の三、第十一条、第十五条及び第十六条の規定を除く)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四條の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)第十九條の規定、附則第五條の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第六條の二、第七條の二第二項、第九條及び第二十三條の規定、附則第六條の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)第二条(第三項を除く)及び第四條第二項の規定、附則第七條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九條及び第二十二條の規定並びに附則第八條の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第五条及び第八條の規定は、この政令の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を告示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を告示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項及び第四項において「公示日」という。)以後その期日を告示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を告示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

2 新令第十五條の規定は、公職選挙法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日)をいう。以下この項において同じ。が施行日の翌日以後初めてその期日を告示される衆議院議員の総選挙又は施行日の翌日以後初めてその期日を告示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものにおける同条第二項の規定による選挙人名簿の登録(以下この項及び次項において「次回の国政選挙における登録」という。)に係る基準日以後であるものに係る縦覧に供する書面の写しについては、適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものに係る縦覧に供する書面の写しの縦覧については、なお従前の例による。

- 3 新令第十六条の規定は、次回の国政選挙における登録以後に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除について適用し、次回の国政選挙における登録前に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除については、なお従前の例による。
- 4 新令第十一条の規定による調査及び整理の基準となる毎年三月、六月、九月及び十二月の一日が前条ただし書に規定する規定の施行の日から公示日の前々日までの間にある場合における新令第十一条の規定の適用については、同条中「を調査し、」とあるのは、「年齢満十八年のもの及び年齢満十九年のもの（第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。）にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百二十七号）附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録（以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。）及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（被登録資格の決定の基準となる日をいう。以下この条において同じ。）が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては」と、「ための」とあるのは「ため、これらの者について調査し、」とする。